

東近江行政組合消防施設整備基金条例施行規則

平成5年4月1日
滋賀中部地域行政事務組合規則第3号

改正 平成10年3月31日 規則第1号
平成17年2月9日 規則第2号

(設置の目的)

第1条 この規則は、東近江行政組合消防施設整備基金条例（平成5年滋賀中部地域行政事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、東近江行政組合消防施設整備基金の積み立てについて必要な事項を定めるものとする。

(基金の積立て)

第2条 条例第2条に定める基金の積み立ては、近江八幡市及び東近江市が平成5年度から45年間毎年度それぞれ150万円を拠出し、予算に計上して積み立てるものとする。

(平17規則2・一部改正)

(処分)

第3条 基金は、消防車両等の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月31日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成17年2月9日規則第2号）

この規則は、平成17年2月11日から施行し、平成17年度拠出金から適用する。